

新旧対照表

【新】	【旧】
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 次の要件を全て満たす場合は、特例監理技術者を配置することを認めるものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 兼務する工事の数は2件までとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. <u>令和3年2月15日</u>以降に公告・指名通知を行う工事については、特別仕様書に、別紙-1のとおり追加すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">入札契約手続き中の工事、稼働中の工事については、特例監理技術者の配置について請負業者から申し出があった場合には、<u>必要に応じて</u>別紙-1により協議の上、変更契約を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 次の要件を全て満たす場合は、特例監理技術者を配置することを認めるものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 兼務する工事の数は2件までとし、2件の請負代金の総額は原則4億円未満*とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(※当初請負代金額の総額であって、最終請負代金額はこの限りではない。)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. <u>令和3年1月15日</u>以降に公告・指名通知を行う工事については、特別仕様書に、別紙-1のとおり追加すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">入札契約手続き中の工事、稼働中の工事については、特例監理技術者の配置について請負業者から申し出があった場合には、別紙-1により協議の上、変更契約を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>別紙-1</p> <p>特別仕様書（記載例）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(4) 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>※1) 一級施工管理技士補は令和3年4月1日施行<u>予定</u></p>	<p>別紙-1</p> <p>特別仕様書（記載例）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(4) 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとし、2件の請負代金額の総額は原則4億円未満*とする。(※当初請負代金額の総額であって、最終請負代金額はこの限りではない。)</p> <p style="padding-left: 20px;">(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>※1) 一級施工管理技士補は令和3年4月1日施行<u>のため、当面記載は要しない。</u></p>